

自主参加型国内排出量取引制度目標保有参加者タイプA用公募要領
(公募要領A)
(温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業 公募要領)

環境省では、平成 20 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）により、「温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業」を行います。本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は以下のとおりです。

なお、補助事業として選定された場合には、

- ・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（以下「交付要綱」という。）
 - ・ 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業実施要領（以下「実施要領」という。）
 - ・ 別紙 3-1 「自主参加型国内排出量取引制度 第 4 期実施ルール（単独参加者向け）」
 - ・ 別紙 3-2 「自主参加型国内排出量取引制度 第 4 期実施ルール（グループ参加者向け）」
- （以下、特段明記のない限り別添 3-1 及び別添 3-2 をまとめて「実施ルール」という。）
 に従って手続等を行っていただくことになります。

1. 環境省自主参加型国内排出量取引制度の概要

1-1 目的

（1）自主参加型国内排出量取引制度とは

- ・ 自主参加型国内排出量取引制度は、温室効果ガスの費用効率的かつ確実な削減と、国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積を目的として、平成 17 年度から開始したものです。
- ・ 温室効果ガスの排出削減に自主的・積極的に取り組もうとする事業者に対し、一定量の排出削減約束と引換えに、省エネルギー等による CO₂ 排出抑制設備の整備に対する補助金を交付することにより支援します。
- ・ 排出削減約束達成のために排出枠の取引という柔軟性措置の活用も可能とします。
- ・ 第 4 期からは、これまでの単独工場・事業場だけでなく、複数の工場・事業場をまとめたグループ単位でもグループ参加者として参加できます。

（2）制度への参加方法

- ・ 自主参加型国内排出量取引制度への参加には、以下の 3 通りの方法があります。

①目標保有参加者タイプA

一定量の排出削減を約束する代わりに、省エネ設備等の整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加者

（「温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業」の採択事業者）

②目標保有参加者タイプB

設備補助を受けることなく排出削減を約束し、排出枠の交付を受ける参加者

③取引参加者

排出枠等の取引を行うことを目的として、登録簿に口座を設け、取引を行う参加者。

取引参加者に対しては、補助金及び排出枠の交付はなされません。

- ・ 今回は、①目標保有参加者タイプAと②目標保有参加者タイプBを公募します。
- ・ ①と②の目標保有参加者には、それぞれグループ参加者としての参加も可能です。グループ参加者には別紙 3-2 「第 4 期実施ルール（グループ参加者向け）」を、グループ参加者以外の通常参加者には別紙 3-1 「第 4 期実施ルール（単独参加者向け）」をそれぞれ適用します。特段明記がない限り、以下の説明での『別紙 3-1 及び別紙 3-2 「実施ルール」』とは別紙 3

- 1 と別紙 3-2 の両方を指します。

(3) 目標保有参加者として制度に参加するメリット

この制度に目標保有参加者として参加する場合、以下のようなメリットがあります。

- ・国内排出量取引制度に実践的に参加することによって知見を蓄積できます。
- ・温室効果ガス排出量の算定に習熟するとともに、検証機関の検証を受けることにより、「温暖化対策マネジメント」を効果的に講じていくための基盤が形成されます。
- ・地球温暖化対策に積極的に取り組む先進的企業として、CSR の観点から社会的貢献が PR できます。

1-2 事業の内容

(1) 補助対象事業

- ・国内における、省エネルギー等による CO₂ 排出抑制設備（以下「補助対象設備」という。）の整備

※ ただし、後述のとおり、「補助の費用効率性」を判断基準として採択するため、費用効率的な事業であることが条件となります。

※ 工場・事業場の定義及び単位の考え方については、別紙 3-1 及び別紙 3-2 「実施ルール」の参照。

(2) 補助対象となる事業者（補助事業者）

- ・本事業における補助事業者は、以下の事業者を対象とし、国及び地方公共団体は対象とはなりません。また、自主行動計画参加企業は、対象とはなりません。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

ウ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立された法人

エ 法律により直接設立された法人

※ ESCO 事業・リース等の活用について

- ・ESCO 事業を活用した参加に際して、シェアード・セイビングス契約方式の ESCO 事業の場合には、排出削減実施事業者と ESCO 事業者との共同申請とし、また、リース等を利用する場合は、排出削減実施事業者とリース事業者との共同申請とします。いずれの場合にも、両者ともに補助事業者（目標保有参加者）となります。

- ・共同申請の場合、補助金を受ける補助対象設備所有者を代表事業者として申請してください。

（一般に、シェアード・セイビングス契約の場合は ESCO 事業者が、リース利用の場合はリース事業者がそれぞれ代表事業者となります。）目標達成に係る責任については代表事業者・共同事業者のすべてが負うこととしますが、環境省との連絡・調整や排出枠の管理・保有については排出削減実施事業者が一元的に責任を負うこととします。

注：リース等を利用する場合、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類の提示を条件に、リース会社等との共同申請事業を認めます。リース等については、導入設備の処分制限期間（複数の場合は最長のもの）を使用することを前提とした契約であることを原則とします。なお、割賦契約はリース等には含みません。

※ グループ参加の場合について

- ・原則として、同一法人の工場・事業場によって構成されるグループのみを目標保有参加者タイプ A として参加可能とします。
- ・グループ参加者の場合は、参考資料 2 「グループ参加に関する参加要件及び提出物」を別途参照して下さい。
- ・申請前に環境省へご相談下さい。

(3) 補助対象経費

- ・補助対象設備の整備に係る以下の経費が対象であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。各費目の詳細な説明については、別表を参照ください。
 - ア 本工事費
 - イ 付帯工事費
 - ウ 機械器具費
 - エ 調査費
 - オ 初期調整費
 - カ その他必要な経費で環境大臣が承認した経費
- ・なお、既存設備の撤去費については補助対象外となります。

(4) 補助金の交付額

- ・(3) の補助対象経費の総額の 1 / 3 を上限とします。
- ・ただし、1 工場・事業場当たり（グループ参加者の場合は、1 グループ当たり）2 億円を超えないことを原則とします（目標保有参加者の数を一定数以上確保するため）。

(5) 設備整備の実施期間

交付決定日から 2009 年 3 月までとします。

(6) 自主参加型国内排出量取引制度への参加

本設備補助で採択された事業者の方には、本補助金交付の条件として、「目標保有参加者タイプ A」として自主参加型国内排出量取引制度に参加していただきます。 自主参加型国内排出量取引制度への参加に伴い守っていただくべきルールの詳細については、別紙 3-1 及び別紙 3-2 「実施ルール」に記載してありますが、その概要は以下のとおりです。

1) 設備補助の公募時

- ・設備補助の公募時に、別添の様式に従い、以下の書類を提出いただきます。
 - 公募要領 A 別添 1 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業 整備計画書
 - 公募要領 A 別添 2 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業 経費内訳（平成 20 年度）
 - 公募要領 A 別添 3 2009 年度の年間 CO₂ 排出削減予測量の内訳
 - 公募要領 A・B 共通 別添 4-1 算定報告書 単独参加者用
 - 公募要領 A・B 共通 別添 4-2 算定報告書 グループ参加（工場・事業場）用
 - 公募要領 A・B 共通 別添 4-3 算定報告書 グループ参加（工場・事業場）用
 - 公募要領 A・B 共通 別添 4-4 算定報告書 グループ参加（事業場のみ）用
- ・別添 1 の整備計画書には、以下の情報を記載する。
 - ①対象となる工場・事業場（工場・事業場ごとに申請）

②補助対象設備

③対象工場・事業場における、補助対象設備等による、A. 2009 年度の排出削減予測量
及び B. 設備の法定耐用年数分の排出削減予測量

※ Aは、⑥の基準年度排出量と 2009 年度の排出予測量との差。Bは、A×「設備の法定耐用年数」。排出削減予測量及び基準年度排出量の算定については、別紙 3-1 及び別紙 3-2 「実施ルール」を参照下さい。

※ Aについては、対象工場・事業場における排出削減量の合計が 300t-CO₂以上であることを応募の条件とします（グループ参加の場合は、参考資料 2 「グループ参加に関する参加要件及び提出物」を別途参照して下さい）。

※ Aの算定に当たっては、対象工場・事業場内における、補助対象設備以外による排出削減効果を含めることも可能です。その場合、補助の費用効率性が改善され、採択されやすくなります。採択基準については 2)参照。

※ 法定耐用年数の異なる補助対象設備がある場合については、次のいずれかにより法定耐用年数を決します。

ア 複数設備の耐用年数の単純平均

イ それぞれの設備が削減に果たす効果を踏まえた加重平均による耐用年数

※ A・Bともに、公募要領A別添 1 及び 3 の応募書類記載の数値を以後変更することはできません。基準年度排出量が(後述するように)検証機関による検証を受審した結果、変動することがありますが、この場合でもこれらの数値を変更することはできません。

④補助対象設備の整備に必要な費用 及び 補助申請額

⑤補助の費用効率性（補助額／法定耐用年数分の CO₂ 排出削減予測量）

⑥対象となる工場・事業場における基準年度（原則として 2005～2007 年度）各年の排出量

2) 設備補助の採択基準

$$\text{補助の費用効率性} = \frac{\text{補助額}}{\text{2009 年度の CO}_2 \text{ 排出削減予測量} \times \text{設備の法定耐用年数}}$$

→補助の費用効率性の良い事業（＝t-CO₂削減当たりの補助額の低い事業）を優先的に採択することを原則とします。

・ただし、費用効率性は、工場と事業場（オフィス等）の二部門に分けた上で比較します（工場・事業場の定義については、別紙 3-1 及び別紙 3-2 「実施ルール」参照）。工場と事業場が混在して 1 つの参加単位を形成している場合については、補助対象設備を導入するのが主として工場か事業場かにより部門を判断します。

・また、公募要領 A 別添 3 「2009 年度の年間 CO₂ 排出削減予測量の内訳」について、排出削減努力によらないと考えられる排出削減効果が、補助対象設備導入を含む排出削減努力による排出削減効果に比べて著しく大きい場合には、補助の費用効率性の判断に当たって勘案することがあります。

・事業実施主体は、破産その他の事由により、事業の適確な遂行が明らかに困難な経営状況にあると認められるものでないことが必要です。

・そのほか、業種のバランスや使用する技術等を勘案することがあります。

・1 事業者当たり 1 工場・事業所の採択を優先します（1 事業者当たり 2 つ目の工場・事業場は、他事業者の 1 つ目の工場・事業場に劣後します。）。

※なお、補助の費用効率性が悪い場合には、補助総額の枠内であっても、採択しないことが

あります。したがって、採択のためには、排出削減努力による CO₂ 排出削減予測量を積極的に見込むことが期待されます。

3) 補助対象設備の整備

- ・採択された事業者（補助事業者＝目標保有参加者タイプ A）は、2008 年度において、補助対象設備を整備します。

4) 基準年度排出量の検証

- ・排出削減実施事業者は、2009 年 1 月末までに、基準年度の排出量について環境省の委託する検証機関の検証を受けていただきます（別紙 3-1 及び別紙 3-2「実施ルール」参照）。検証委託費は環境省が負担します。

5) 排出枠の交付

- ・4)の検証を終えた排出削減実施事業者に対しては、2009 年 4 月に排出枠の初期割当量(JPA)が交付されます。
- ・JPA の交付量は、以下のとおりです（別紙 3-1 及び別紙 3-2「実施ルール」参照）。

対象工場・事業場の基準年度の平均排出量 － 「2009 年度の排出削減予測量」

6) 排出削減対策の実施

- ・排出削減実施事業者は、2009 年度において、補助対象設備を活用しつつ、排出削減に取り組んでいただきます。

7) 2009 年度排出量の算定と検証

- ・排出削減実施事業者は、2010 年 4 月以降に 2009 年度の排出量を算定するとともに、2010 年 7 月ごろに環境省の委託する検証機関による検証を受けていただきます。（この検証に係る費用については、2010 年度予算において要求する予定）

8) 排出枠の取引

- ・排出枠は 2010 年 8 月 31 日に予定されている償却期限までの期間において随時取引可能です。（別紙 3-1 及び別紙 3-2「実施ルール」参照）。

9) 排出枠の償却義務と補助金返還の可能性

- ・排出削減実施事業者は、2010 年 8 月 31 日に予定される償却期限までに、検証機関の検証を受けた 2009 年度の実排出量と同量の排出枠を、登録簿上の償却口座に移転していただきます（排出枠償却義務：別紙 3-1 及び別紙 3-2「実施ルール」参照）。
- ・2009 年度実排出量に対し、償却口座に移転した排出枠の量が足りない場合には、原則として、不足量に応じて、交付された補助金を返還していただきます（別紙 3-1 及び別紙 3-2「実施ルール」参照）。
- ・償却には、初期割当量（JPA）に加えて、CDM プロジェクト及び JI プロジェクトに基づいて発行される jCER も活用することができます（別紙 3-1 及び別紙 3-2「実施ルール」参照）。

2. 補助金の交付等について

（1）補助事業者の選定方法

一般公募を行い、選定します。応募者より提出された書類等をもとに、環境省で審査を行い補助事業者を選定し、予算の範囲内において採択案件を決定（内示）します。内示の時期は、12 月中旬を目途とします。

整備計画書の記入に当たっては、1-2（7）の 1)及び別紙 3-1 及び別紙 3-2「実施ルール」を参照ください。

また、採択基準については、1－2（7）の2)を参照ください。

（２）交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます。

（申請手続等は別途定める交付要綱（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/subsidy_p/index.html）を参照していただくことになります。）

（３）交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容を審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

（４）事業の開始について

補助事業者は、環境省からの交付決定を受けた後に初めて補助事業の開始が可能となります。補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際には、以下の点に注意してください。

- ・ 契約日・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して、原則として当該年度中（出納整理期を含む）に対価の支払い及び精算が行われること。

（５）補助事業の計画変更について

補助事業者は、下記のいずれかにあたる場合は、計画変更承認申請書を提出する必要があります。

- ・ 別表の第2欄の費目の区分ごとに配分された額を変更するとき。ただし、区分ごとの配分額の15%以内の流用増減を除く。
- ・ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

（６）実績報告及び書類審査等

補助事業が完了（補助対象設備の検収が完了したことを指す）したときは、事業終了後30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛に提出していただきます。環境省は補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

（７）補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。

（８）取得財産の管理等

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他

の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(9) 補助事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等

補助事業者は、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降5年度を経過するまでの間において、合併・統合、名称変更又は住所変更等が生じたときは、遅滞なく環境省に報告してください。

(10) 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することがあります。この場合、交付した補助金の一部又は全部について、加算金を含め環境省に返還しなくてはなりません。

- 一 補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令その他の法令若しくはこれに基づく大臣の処分若しくは指示又は交付要綱に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

3. 公募案内

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類と電子媒体を公募期間内に環境省へ提出していただきます。提出物は封書に入れ、宛名面に「自主参加型国内排出量取引制度応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

2008年11月6日（木）～2008年12月5日（金）17時必着

※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が当方の事情に起因しないものについては、受理しません。

(3) 応募に必要な提出物及び提出部数

- ①公募要領A 別添1「整備計画書」
- ②公募要領A 別添2「経費内訳(平成20年度)」
- ③公募要領A 別添3「2009年度の年間CO₂排出削減予測の内訳」
- ④公募要領A・B共通 別添4-1 算定報告書 単独参加者用
- ⑤公募要領A・B共通 別添4-2 算定報告書 グループ参加(工場・事業場)用
- ⑥公募要領A・B共通 別添4-3 算定報告書 グループ参加(工場・事業場)用
- ⑦公募要領A・B共通 別添4-4 算定報告書 グループ参加(事業場のみ)用
- ⑧企業のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料(様式任意)
- ⑨導入する設備・技術に関する説明資料(様式任意)

※ なお、対象設備の導入に当たり、リース契約を締結している場合については、上記の①～⑨に加え、以下の書類を添付することとします。

- ⑩ 対象設備に関するリース契約書(案)の写し
- ⑪ 対象設備に関するリース料計算書

(提出物)

- ・単独参加者：①～④及び⑧～⑨
- ・工場を含むグループ参加者：①～③、⑤～⑥、⑧～⑨

・事業場のみのグループ参加者：①～③、⑦～⑨

・上記書類について、正本 1 部・副本 2 部を提出して下さい。

・上記の①～⑦のデータを保存した電子媒体（FD・CD・MO等のメディア）について、1 部提出して下さい。媒体には提出事業者名・工場/事業所名を記載して下さい。

なお、審査過程において、必要に応じて電話及び電子メールにて別途ヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承ください。

（４）提出先（本件窓口）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1－2－2

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室 担当：佐藤

TEL 03-3581-3351(代表) 内線 6781

E-mail kyotomecha@env.go.jp

（５）提出方法

配達記録郵便にて郵送してください。

（６）採択結果について

採択結果については、事業者名、事業概要等をプレス発表し、併せて環境省ウェブサイト (<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/index.html>) に掲載します。

別表第2 第4条第1項第2号から第13号の各事業に係る補助対象経費（7号に関しては「必要な費用」）の内容

1 区分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。 本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。 事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。） 次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、

事務費	事務費	現場管理費	④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
			請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
		付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
		機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
事務費	事務費	測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
		事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表3に定めるものとする。 事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた

額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6. 5 %
2	5,000万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5 %
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %

別表 3

1 区分	2 費 目	3 細 目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		備品購入費		この費目から支弁される事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

【参考資料 1】

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の①～③のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- ①補助事業者自身
- ②100%同一の資本に属するグループ企業
- ③補助事業者の関係会社（上記②を除く）

2. 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（3）補助事業者の関係会社（上記②を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

グループ参加に関する参加要件及び提出物

※ グループ参加では事業者の参加形態に関する確認を行うため、グループ参加を希望する場合は、申請前に環境省に事前相談すること。

1. 参加要件

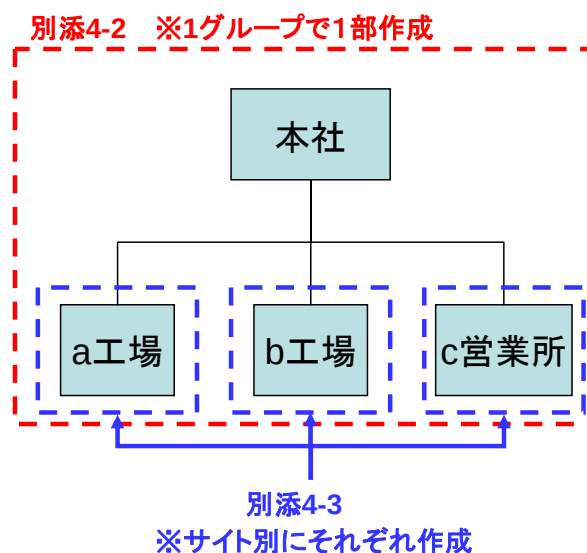
グループ参加の参加要件は以下の通りとする。

- タイプ A：グループ全体の CO2 削減量が合計で少なくとも 300t-CO2 以上
- タイプ B：グループ全体の CO2 排出量合計が少なくとも 3,000 t-CO2 以上

2. 提出物

2.1. グループ内に工場がある場合

- ・ 算定報告書別添 4-2
対象となるグループの概要および排出量算定・報告・排出量の管理体制に関する基本情報を記載する様式。1 グループで 1 部作成。
- ・ 算定報告書別添 4-3
グループ参加で対象となる工場・事業場における基準年度排出量を記載する様式。1 サイトにつき 1 部作成。



提出物

- ・別添4-2 :1部(A社全体)
- ・別添4-3 :3部(a工場用、b工場用、c営業所用)

図 1 算定報告書の作成方法（工場を含むケース）

2.2. グループが事業場のみの場合

- 算定報告書別添 4-4

対象となるグループの概要および排出量算定・報告・排出量の管理体制を記載する様式。グループ参加する対象の事業場における基準年度排出量も同様式に記載する。グループ全体で1部のみの提出。

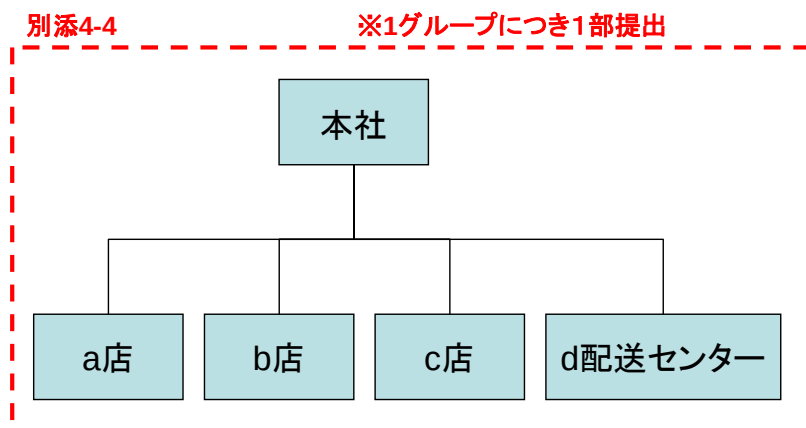


図 2 算定報告書の作成方法（事業場のみのケース）

※提出物の代替について

参加事業者の書類作成における負担を軽減するために、提出書類の一部については、事業者が既に作成している社内用ガイドラインや算定報告書等での代替も認められる。ただし、規定の様式で要求されている情報が質、量共に不足なく記載されていることが条件である。

表 1 提出物の代替可否

算定報告書様式	必要な情報 (各様式における項目)	代替可否
別添 4-2	1.排出削減実施事業者に関する基本情報	代替物不可
	2.共同事業者	代替物不可
	3.二酸化炭素排出量等	代替物不可
	4.排出量算定対象工場・事業場に関する基本情報	代替物不可
	5.工場・事業場の排出源に関する情報	代替物不可
	6.グループのデータ集計体制	データ取得・集計方法が統一されている場合には、当該方法を記載した文書（社内用ガイドライン）、担当者リスト等の提出で代替可能とする。（ただし、算定報告書別添 4-2 で要求している情報が質、量共に不足がないこと）
	7. 合計 CO ₂ 排出量	代替物不可
別添 4-3	I.基本情報	代替物不可
	II.工場・事業場のデータ集計・記録体制	データ取得・集計方法が統一されている場合には、当該方法を記載した文書（社内用ガイドライン）、担当者リスト等の提出で代替可能とする。（ただし、算定報告書別添 4-3 で要求している情報が質、量共に不足がないこと）
	III.排出源リスト	代替物不可
	IV.モニタリング方法	代替物不可
	V～VII.工場・事業場における排出(2005、2006、2007 年度)	参加工場・事業場が独自の様式（Excel ファイル等）で、工場・事業場ごとに算定報告書別添 4-3 と同様の情報を把握し、さらに全工場・事業場の排出量についての一覧表を作成している場合、代替可能とする。
	VII. 合計 CO ₂ 排出量	
	VIII. 任意報告	
別添 4-4	1.排出削減実施事業者に関する基本情報	代替物不可
	2.共同事業者	代替物不可
	3.二酸化炭素排出量等	代替物不可
	4.排出量算定対象事業場に関する基本情報	代替物不可
	5.事業場の排出源に関する情報	代替物不可
	6.事業場のデータ集計・記録体制	データ取得・集計方法が統一されている場合には、当該方法を記載した文書（社内用ガイドライン）、担当者リスト等の提出で代替可能とする。（ただし、算定報告書別添 4-4 で要求している情報に不足がないこと）
	I.排出源リスト	代替物不可
	II.モニタリング方法	代替物不可
	III～V.事業場における排出(2005、2006、2007 年度)	参加グループが独自の様式（Excel ファイル等）で、事業場ごとに算定報告書別添 4-4 と同様の情報を把握し、さらに全事業場の排出量についての一覧表を作成している場合、代替可能とする。
	VI. 合計 CO ₂ 排出量	
	VII. 任意報告	